三　個人情報の保護に関する法律の遵守等及び二に定めるもののほか、無料船員職業紹介事業者等は、個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

（船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正）

第二条　船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年国土交通省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　趣旨 この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条、第六十五条において準用する第十九条並びに第三章第四節第二款第一目及び第二目に規定により船員派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 また、法第六十五条において準用する第十九条の規定により船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。	第一　趣旨 この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条、第六十五条において準用する第十九条並びに第三章第四節第二款第一目及び第二目に規定により船員派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。 また、法第六十五条において準用する第十九条の規定により船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき船員派遣元事業主が個人情報を適切に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。
第二　船員派遣元事業主が講ずべき措置 一　（略） 二　(一)～(三)　（略） (三)　個人情報の保護に関する法律の遵守等	第二　船員派遣元事業主が講ずべき措置 一　（略） 二　(一)～(三)　（略） (三)　個人情報の保護に関する法律の遵守等

三　個人情報の保護に関する法律の遵守等及び二に定めるもののほか、船員派遣元事業主は、個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

（船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドラインの廃止）

第三条　船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十五年国土交通省告示第二百九十二号）は、廃止する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第百三十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十日　防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年七月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年七月十日　防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年七月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。